

「生命保険料控除制度」のポイントと 「保険料控除申告書」記入方法のご案内

現行の「生命保険料控除制度」のポイント

1. 平成24年より、介護・医療保障の払込保険料を対象とした「介護医療保険料控除」が新設されました。
2. 契約日により、各契約に適用される生命保険料控除の制度が異なります。
3. 適用される制度により、各保険料控除およびこれらを合計した全体の適用限度額が異なります。

旧制度 契約日が平成23年12月31日以前		新制度 契約日が平成24年1月1日以後	
控除枠	所得税	住民税	
一般生命保険料控除	5万円	3.5万円	一般生命保険料控除 4万円 2.8万円
個人年金保険料控除	5万円	3.5万円	介護医療保険料控除 4万円 2.8万円
			対象外保険料 — —
			個人年金保険料控除 4万円 2.8万円
合計控除適用限度額	10万円	7万円	合計控除適用限度額 12万円 7万円

(※1) 平成24年1月1日以後に「更新」「特約の中途付加」等により契約内容が変更された契約は、変更時点から「新制度」が適用されます。

(※2) 個人年金保険料控除を受けるには、個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です。

「生命保険料控除証明書」は、毎年10月中旬より順次発送いたします。

お早めに必要な場合、以下の方法で簡単に発行できます。 [受付期間] 10月第一営業日～3月下旬

インターネットからお手続き

ご契約者専用サイトにてお手続きいただき
以下の方法でお受け取りいただけます。

- ① 郵送で控除証明書を受け取る
- ② スマートフォン・タブレット・パソコン端末で控除証明書電子データを受け取る
- ③ マイナポータルを利用して控除証明書を受け取る

▶ 当社ホームページ 第一生命 ご契約者専用サイト 検索

お電話からお手続き

第一生命コンタクトセンター ☎ 0120-157-157
自動音声案内で24時間受け付けています。

- ① 自動音声案内にしたがって該当の番号を押してください。
- ② 「連絡先電話番号」と「証券番号」を入力ください。

手続方法	郵送 (※3)	電子データ (※4)	マイナポータル連携 (※5)
インターネット	○	○	○
お電話 (自動音声案内)	○	×	×

(※3) 18:00までに受け付けた分は翌営業日(祝日を除く月～金曜日)に発送します。

(※4) 電子データをダウンロードできる時間は月～金曜日8:00～20:00、土・日・祝日9:00～20:00です。

(※5) 利用申込から電子データ配信完了までに8～10営業日程度お時間をいただきます。

裏面へ続きます ▶▶▶ 「保険料控除申告書の記入方法」については、裏面を参照ください。

※ 税務の取り扱いについては、令和5年7月現在の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

(引)受保険会社)

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話 (03) 3216-1211 (大代表)

◎第一生命ホームページ

<https://www.dai-ichi-life.co.jp/>

お届けしたのは…

